

第6回（平成26年度第2回）

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

【確定版】

日 時：平成26年6月9日（月）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 8階 820研修室

1. 開 会

○事務局（浦屋子ども育成部長） まだお見えになっていない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、第6回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきたいと思っております。

子ども未来局子ども育成部長の浦屋でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

会議の開催に先立ちまして、去る5月15日に行われました第5回子ども・子育て会議におきまして、事務局の勝手等によりまして十分にご審議をいただけなかったことを、まず一言おわび申し上げます。現在ご審議いただいている内容は、多岐にわたり、複雑でございます。私どもといたしましても、なるべくご理解をいただこうということで説明に時間を要したところでございますが、そのため、結果的に委員にご審議していただく時間をとれなくなった結果になってしまったことは、大変申し訳ございませんでした。

今後は、貴重な時間を割いて会議にご出席いただいている委員の皆様がしっかりと議論を交わせるように、会議を進めてさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の出席状況等を子ども企画課長より報告させていただきます。

○事務局（有塚子ども企画課長） 子ども企画課長の有塚でございます。

私から、本日の委員の出席状況と会議資料について確認させていただきます。

失礼して、座らせていただきます。

まず、本日の出欠でございますが、加藤委員、末岡委員、中井委員、平野直己委員、渡辺委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますので、参加委員数は20名となっております。

次に、会議資料の確認ですが、お手元の次第に記載されている資料のとおり、資料1といたしまして、第5回札幌市子ども・子育て会議終了後に会議委員から寄せられたご意見及びそれに対する市の考え方について、資料2といたしまして、子ども・子育て支援新制度において、札幌市が条例で定める各基準に関するパブリックコメントに寄せられたご意見の概要及びそれに対する市の考え方についてを配付してございます。また、開催案内時に、前回会議の会議資料をご持参いただきますようお知らせさせていただいたところでございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは、金子会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○金子会長 こんにちは。

前回の開催からあっという間に第6回目がやってきたという印象でございます。

たまたま、6月5日の朝刊で、合計特殊出生率の都道府県別の昨年度の結果が発表され

ましたが、1.43で、微増という表現をしているところと、変わらないというところと、総数は減っているから少子化はずっと進んでいるというニュアンスの記事でまとめたところがございましたが、道内は引き続きピリから3番目の非常に低い状態であったという結果もあわせて報じられています。

私どもは、そういう現状を踏まえて、子ども・子育て会議で、札幌市の中でできるだけ子どもを育てられる環境や社会的な条件をよくしていこうということに努力しております。

それでは、お手元の議事次第に即して進めさせていただきます。

第5回会議の後、皆様方からたくさんのご意見やご質問をメールで頂戴しております。それに対する一覧表をお手元に配付されておりますが、まず、ご質問やご意見に対する基本的な考え方を事務局から説明していただきます。よろしくお祈いします。

○事務局（竹村新制度担当課長） 新制度担当課長の竹村でございます。

私からは、前回の第5回札幌市子ども・子育て会議終了後に委員の皆様方から寄せられましたご意見及びそれに対する市の考え方につきまして、資料1に基づきご説明させていただきます。

まず、確認の意味も含めまして、資料1の作成経緯についてご説明させていただきます。

前回の会議におきまして、委員の皆様方から、もっとポイントを絞った説明をして意見を求めてほしいというご要望を受けまして、前回の会議終了後、委員の皆様方に対して事務局から特にご意見をいただきたいポイントをまとめた資料をお送りした上で、5月26日までにご意見やご質問を提出いただきました。また、ほかの委員の意見を見た上で改めて意見を述べる機会を設けてほしいという委員のご要望を踏まえまして、5月26日までにお寄せいただきましたご意見やご質問、それに対する市の回答を5月30日付で委員の皆様方に送付させていただきました。さらに、6月3日を期限といたしまして、これに対するご意見やご質問を提出いただいたところでございます。

この資料1は、前回の会議終了後から6月3日までに寄せられましたご意見、ご質問とそれらに対する回答をまとめたものとなっております。お忙しい中、また、非常に短い期間の中で、大変たくさんのご意見をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げます。

いずれも貴重なご意見でございますので、本来であれば、全てご紹介を差し上げるところでございますが、本日は、この後、改めて委員の皆様方にご意見等を頂戴したいと考えておりますことから、委員の方から特に多くのご意見が寄せられました事項について、また、今回の会議の場で委員の皆様方に初めてご紹介する資料1で網かけになっているご意見についてのみご紹介をしたいと考えております。

それ以外のご意見につきましては、委員の皆様事前に資料を送付させていただいておりますことから、個別のご紹介は省略させていただきたいと考えております。

それでは、それぞれの担当からご説明をさせていただきます。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） ご意見のご紹介に先立ちまして、ご報告させて

いただきたい事項が一つございます。

このたび、平成26年6月4日に、自治体職員向けに行われた国の新制度説明会がございまして、ここにおいて、ニーズ量を算出するために用いた国の手引に関連して情報提供がございました。具体的には、国の手引どおりにニーズ量を算出いたしますと、ゼロ歳児の保育ニーズが過大に算出されてしまうので、国の手引の修正を検討しているというものでございました。

理由としましては、ゼロ歳児ニーズの算出に当たり、育児休業の取得率を考慮せず、単純にゼロ歳児の推計人口に利用意向率を乗じているためであるとされてございます。

このことを受けまして、現在、国において、全国の育児休業取得率等に関しまして調査を行ってございます。この調査が終わり次第、改めてニーズ量の算出方法を示すというお話が説明会でございました。

ここで、前回の資料4の1ページをごらんいただきたいと思います。

この表の上の段の右側の数字をごらんいただきたいのですが、ゼロ歳（保育の必要性あり）の市全体のニーズ量が5,763人という数字があるのがおわかりになるかと思えます。その隣の1歳児、2歳児のニーズ量が1万17人という数字があるかと思えます。この二つの数字を比較していただいてもおわかりになるかもしれませんが、札幌市においても、ゼロ歳児のニーズ量が過大に算出されているおそれがありますことから、国から修正後の手引が提示され次第、改めてゼロ歳児のニーズ量を算出させていただき、ご報告したいと存じます。

これにより、今回ご審議いただく供給量確保に関する基本方針に対する影響でございしますが、ゼロ歳児のニーズ量が再算定の結果、減少するとしても、1歳児と2歳児を含む低年齢児について大きく供給量が不足している傾向に変動がないものと考えております。したがって、基本方針そのものに対する大きな影響はないものと判断してございます。

それでは、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に関する具体的な量の見込みと提供体制の確保について、委員の皆様から寄せられたご意見の一部を紹介いたします。

まずは、委員の皆様から特にご意見の多かった2点について、前回の補足を含めて、改めてご説明させていただきます。

1点目は、前回の会議資料3と資料5によりご説明した既存の保育所等の利用定員の設定方法に関してでございます。

複数の委員の皆様から、現在の認可定員を引き上げた上で利用定員を設定することについて、保育の質の確保の観点から不安であるというご意見が寄せられております。具体的には、本日の資料1の4ページの3番目、あるいは、25ページの2番目のようなご意見でございます。

認可定員の引き上げは、札幌市が条例で定める保育室等の面積基準や保育室の配置基準などの基準を満たすことを最低限の条件とした上で、さらには、認可定員を増やすことによる保育環境への影響、施設の経営面への影響といったさまざまな要素を各施設の設置者

がそれぞれ個別の状況に応じて十分にご検討していただき、施設の同意をいただいた上で初めて行われるものであるということを改めてご説明させていただきたいと思っております。

つまり、定員を増やすことにつきましては、札幌市が強制するのではなくて、保育の質の確保に影響があるとそれぞれの施設でご判断いただいた場合には、認可定員の引き上げが行われることはありません。

ですから、札幌市が各保育園に定員を増やすことをお願いするという意図は、現時点における人口推計において、就学前児童数が減少していく見込みがある中で、既存施設の受け入れ可能な量を適正にしっかりと見きわめることが必要であると考えたためでございます。

2点目は、ニーズ量が供給量を上回っている区、すなわち施設が足りない区のニーズに供給量がニーズ量を上回っている区、施設が余っている区の施設で応える計画を立てることによりまして、保護者が利用したい施設を利用できなくなるのではないかとといった不安についてご意見が寄せられてございます。具体的には、資料1の6ページの4あるいは5のご意見でございます。

しかしながら、新制度開始後も、保護者の皆様は、今までと全く同様に、どこの区にお住まいかに関係なく、好きな施設を選択することができます。また、ほかの区を含めて需給バランスをとることにつきましては、少なくとも、各施設が現状で受託している児童を新制度に移行しても、引き続き受託して施設型給付費の給付を受けられるようにすることを目的に行うものでございます。

以上、2点をご説明いたしました。

続きまして、今回初めて委員の皆様にご紹介するご意見について、資料の読み上げをさせていただきます。

資料1の2ページの4番の網かけ部分をごらんいただきたいと思います。

まず、質問、意見の内容でございますが、前回子ども・子育て会議で就労時間数を従来の1カ月80時間から下限を1カ月64時間にしたことは、当初見込みの保育ニーズは児童数のみではなく、家庭の就労形態等によって変わり、児童数が減少するから保育のニーズが減少するのではなく、就労の間口が広がることによって保育ニーズはかえって上昇するのではないかと思うというご意見でございます。

これに対する事務局の回答でございますが、委員がご指摘のとおり、就労の下限時間を下げることにより、保育ニーズは高まると考えてございます。5月15日の会議においてお示した2号認定子ども及び3号認定子どもに係るニーズ量は就労の下限時間を64時間に引き下げて算出してございます。

以上、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に関する具体的な量の見込みと提供体制の確保について、委員の皆様から寄せられたご意見のご紹介を終わります。

○事務局（有塚子ども企画課長） 私から、放課後児童健全育成事業に対して寄せられたご意見についてご紹介させていただきます。

資料1の15ページに(3)放課後児童健全育成事業とございまして、これ以降となります。

寄せられたご意見を幾つかご紹介させていただきます。

16ページの4番目として、放課後児童健全育成事業とは何を指すのか、あるいは、自由来館児童等も考慮した施設面積や職員数に関する事、専用区画に関するものなどございました。放課後健全育成事業につきましては、留守家庭児童の健全育成を図るものでございます。自由来館児童等が利用することがございますが、そちらにつきましては、(仮称)札幌市子ども・子育て事業計画の中でご意見をいただきたいと考えております。

また、職員配置につきましては、放課後児童支援員の配置基準を踏まえまして、自由来館児童の利用なども踏まえた新たな配置基準を検討してまいりたいと考えております。

また、専用区分についてでございますが、児童会館としては、クラブ室や遊戯室が該当し、体育室については含めておりません。

次に、新たなご意見として寄せられたものをご説明させていただきます。

まず、17ページの7番目の網かけの部分でございます。

専用区画の判断基準がはっきり記されていない、自由来館の子のスペースをどう考えているかが不明だ、民間学童保育について箇所数等も事業計画に見込まれるべき、学童保育の施設について1.65平方メートルが確保されない場合については2カ所目の施設の分割のために施設確保の支援が札幌市として必要であるというものでございます。

これについての回答でございます。

まず、国では、専用区画につきましては、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画であり、体育館や事務室等は含まないとの考え方を示しております。しかし、専用区画以外の活動場所としては、児童会館の体育室、学校の体育館、公園などもあるため、今後も、こうした場所を積極的に活用しながら、自由来館の子どもたちにも配慮した運営に努めてまいりたいと考えております。

また、民間施設における放課後児童クラブにつきましては、子どもや保護者の多様なニーズの受け皿として、児童クラブとともに、放課後の居場所の役割を果たしていくものと認識しているところでございます。

次に、18ページの10番でございます。

過密状態の児童クラブの登録者を余裕のある校区に通うよう、数字上だけで試算されているように感じるというご意見でございます。

児童クラブの過密化については課題として認識しておりますので、その対応について検討してまいりたいと考えております。基本的な対応方針といたしましては、小学校の児童数が多い場合や校区内に児童クラブがない場合などは、一部の施設に児童が集中する傾向があるため、児童クラブ間の利用調整、ミニ児童会館の新設、拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進めまして、過密化の解消を図っていきたいと考えております。

その下の14番は、支援の単位はおおむね40人以下の基準があるはずですので、児童

クラブのグループ分けのイメージや職員配置をはっきりと示してほしいといったご意見でございます。

児童クラブにおけるグループ分けや職員配置につきましては、実際に運営管理を行っている団体とも協議しながら、今後検討していく予定でございます。

以上で委員からお寄せいただいたご意見のご紹介を終わらせていただきます。

○金子会長 ありがとうございます。

時間の関係もありますので、網かけ部分を中心にご説明いただきました。

27ページにわたって、委員の皆様方からのご意見に対してある程度丁寧な対応がなされていると思います。これからしばらくご意見を頂戴しますが、こういうことについてご意見を出していただきたいということがございます。一つ目は、定員を引き上げた上で利用定員を設定することについて、二つ目は、地区にまたがって需給バランスをとることについて、三つ目は、児童会館を含めた放課後児童健全育成にかかわる幾つかの事業について、ご意見を頂戴したいと思います。これ以外でももちろん結構でございますが、あれもこれもというと時間的に混乱してまとまらないと思いますので、特に網かけのところを中心にご意見を頂戴したいと思います。

○平野（博）委員 3点ありますが、1点ずつにいたします。

定員は3年間にわたる平均ということでしたが、今説明があったとおり、その保育園や幼稚園の理事者側が認めればということで、今後調査をするということであれば、この会議でどうのこうのというのはどうなのかという議論になろうかと思います。ただ、例えば、最大20%の超過入所をしていただき、無理を言ってやっていただいているのが札幌市の現状だろうと思っています。その園では、ゆとりがあるのだからこういう運営をするのだということと施設をつくられてきたと思っておりまして、その辺は、行政のプレッシャーで、今の実人員を定員とすることはないということであればやむを得ないと思います。

これは、皆さんのご意見を含めてお聞きしていただきたいと思います。

○金子会長 これについて、事務局からはいかがでしょう。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 先ほどの説明の繰り返しになろうかと思いますが、超過入所に関しましては、基準を満たした上で、各施設の皆様とご相談をさせていただいた上でのものがございます。ですから、今回の利用定員の引き上げに当たっても、これから行われます意向調査等でご意見を伺った上で、ご納得のいく形で設定していきたいと思っています。

○平野（博）委員 一番問題なのは、待機児童をゼロにするとあるのですけれども、園によっては、例えば100名の定員にしますといったところで、年間を見れば10名くらいが4月以降に入所される予定がある園があろうかと思っています。4月1日で100人の定員にしてしまうと、それ以降に入所できないこともあろうかと思っています。

基本的には、今までは超過入所で120%ぎりぎりまで持って行って、それは施設の基

準に合った状態で入れていただいているのですけれども、年度中に整理ができるのかどうかは、子どもを産み育てるという面では一つの関心事なのだろうと思うのです。

ですから、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○坪谷委員 市保連からお答えさせていただきたいと思います。

このごろ新しくできている保育園は、定員よりもかなり広くつくられて、余裕があるのは事実です。昔の基準でつくられた保育園は違うのですが、現状の保育園は、ほとんどのところが100人定員でも130人くらいの面積を十分に持っているのです。

今、平野（博）委員が言ったように、100人からスタートして、受け入れができるのかできないのかについては、面積は問題ないのですが、人が問題となります。仮に110人がいて、ゼロ歳児が9人いれば、3人の職員が必要になります。そして、7月、8月、9月となると、あらかじめ110人分の職員を用意するのかどうかという職員配置が問題となります。

今は保育士不足でして、年度途中で、9月から赤ちゃんがふえるから来てよと言っても誰も来てくれません。ですから、4月からちゃんとした雇用をしないと受け入れができません。しかし、赤ちゃんが来るまでも人件費は出さなければならず、それが問題なのです。ですから、人員配置と面積基準に関しては、札幌市の基準を下回っているところは一つもなく、上回っているところです。ただ、中には狭い保育園もありますので、すし詰めに見えてしまうかもしれません。しかし、我々はそうは思っておりません。

ですから、待機児童の子どもを年度途中から保育するためには保育士が必要で、そちらのほうが問題だということです。そして、そのために人を雇うとその人の人件費をどこから出すのかということが問題です。札幌市の定員増という話は実態に即したもので、我々としても4月1日で受け入れてしまっているわけですから、もともとの100人定員が正しかったのかということにもなってしまいますから、受け入れる枠があったら受け入れなさいということです。

我々も、待機児童がいる限りは精いっぱい受けましょうという姿勢であります。今度、定員増をしていますが、平成27年度ぐらいから子どもが1,500人ずつ減ってくる予想ですね。ゼロ歳児が三千何人とありますが、これはすごい数字だな、何の根拠があるかと思っておりました。もしこんなことがあったら、札幌市では、あき箱ばかりになってしまうという気がしていました。ただ、定員増に関しては、基準をクリアして、余裕のある園が受けることでいいのではないかと思っております。

我々は、札幌市の待機児童を解消するために頑張ってきてきましたので、そんなに問題はないのではないかという気がします。

○小野委員 現場からです。

札幌市からのご説明で、利用定員に関しては、強制ではないのだという言葉があり、それを本当にありがたく受けとめました。新しくできた保育園、昔からある保育園など、そこそこで状況は違います。私どものところは、そんなに広いスペースがあるところではな

いのですが、それでも120%に向かって一人でも多く受け入れられるように努力してきています。

4月1日の時点で、定員の10%弱くらいは頑張っけて受け入れるのです。なぜそれ以上受け入れないかという、新しいお子さんが入っていますが、いろいろな問題を抱えているお子さんが多く、最近では、アナフィラキシーを伴ったアレルギーのお子さんがあるのです。これは、入るときにはわかりません。しかし、入ってから親御さんから実はという話があって、そういう対応もとても大変です。それから、障がい認定されていないけれども、札幌市の障がい児の巡回指導のアドバイスでは、このお子さんは特別に対応してあげたほうがいいとアドバイスをもらって、集団保育と個別保育をうまく使いながら保育しています。そうやって質を保つために、年度の最初から多くは要れません。大体10%弱くらいです。そして、落ちついてきて、これなら1人は受け入れられる、秋にはもう1人だねという感じです。

私どものところは多くて、115%で、90名定員ですが、102人から103人くらいまで頑張るのです。その3月の人数を定員にされてしまうと、本当にいろいろな支障が出てきて、健全な運営、経営ができなくなってきました。

もう一つは、私どものところは西野でして、保育士の求人をかけても、交通が大変なので、来ないのです。それなりに対応しておりますが、それぞれの施設のいろいろな状況を加味しながら、保育園の利用定員を札幌市で考えていただけるということです。本当に感謝したいと思います。それが今回の新しい制度の量の充実と質の充実につながっていくのだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山田委員 山田でございます。

私も、今の小野委員と坪谷委員のご発言に関連して意見を述べさせていただきたいと思ひます。

私自身は、市のご提案を見せていただいたとき、利用実績を利用定員にすることには反対意見を述べさせていただきました。私も3人の子どもを保育園に通わせていますが、私の子どもが通っている保育園は、今、小野委員がおっしゃられたような規模とほぼ同じく90名定員で、3月初めには120%を切るぐらいの定員になっているところです。

私自身が見ている実感と、園長にもお話を聞きましたけれども、年度の最初に3月当初の人数を入れられるかといえは、とても無理だということです。年度の最初に定員ぐらいの人数からスタートして、クラスがえなど、初めて保育園に入園してくるということで、なれない環境で、子どもたちの対応に必要な行動が見られますし、わがままが多かったり、大人になれていくのにすごく時間がかかったり、手間がかかります。しかし、年度途中で少しずつ子どもを入れていき、環境に対応しながらということで、3月初めに120%に近い人数になるということです。

ただ、平均120%の利用実績が2年間続くと、それを利用定員に引き上げないといけないという運用が行われていると聞いていますが、120%を定員にするのは無理なので、

それをちょっと下回るぐらいの人数です。しかし、待機児童は受け入れたいということでぎりぎり頑張っていると聞いています。

私としては、3月のぎりぎりの段階に来ると、子どもたちも多いですし、冬場は中で過ごすことも多いので、ホールでぶつかる事故が多くなったり、小さい1歳や2歳の子どもですと狭い環境にいと、かみつきが多くなると言われています。やはり、狭い環境で子どもにストレスがあったり、ぶつかり事故が多くなるということもあると思います。

施設の基準はもちろん満たした上での受け入れですけれども、当初に90名定員で施設を建てていることには理由があり、トイレの数や何歳児用の部屋の面積などは定員に即して設置していると聞いています。私の子どもが通う保育園は60周年と聞いていまして、もしかしたら古い保育園ということで、今はもっと余裕があるかもしれませんが、利用定員を120%受け入れるのは、待機児童対策のためのやむを得ない時限的な措置であり、それを恒常的に利用定員にすることは目標として設置する数値ではないと私は考えます。子どもたちの健全な育ちに必要なスペースを確保していく視点で、実績が前提なのだということが無理があると思います。これから目標としていく数値を利用実績のぎりぎりのラインに据えて、それが満たされればニーズは満たされているのだと考えてしまうことに数字合わせのような感覚を覚えました。

ただ、先ほど坪谷委員がおっしゃったように、それぞれの施設によって受け入れ可能というようなことであれば実態に即してということがあろうと思うのですが、定員増ありきで進んでしまうことには非常に懸念を覚えますし、それには反対です。定員増を勧奨するということが、先ほど平野（博）委員からもご意見がありました。定員増ありきはやめていただきたいと思います。定員をあげないことによってデメリットはないのかをもう一つ確認させていただきたいと思います。

そして、定員をあげてしまうと、4月時点で定員ぎりぎりまで入れないといけなくなってしまうのか、今までのように、最初は少ないところから始めて徐々にふやすことができるのか、そのあたりも確認させていただければと思います。

○金子会長 それでは、最後の質問に対してお願いします。

○坪谷委員 3月の子どもの数で定員を決めるということとはとんでもない話で、4月1日の話です。3月末の子どもの数で定員を決めるということですか。

○金子会長 今のことに対して、市からご意見を頂戴します。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 資料に書かせていただいているのは、3月でございます。ただ、繰り返しになりますけれども、そこは各園のご意向に従いたいと考えてございます。いずれにしても、各園のご判断で、フルの状態の定員だというお話がございましたら、ご相談した上で定員を決めることになろうかと思います。

○秦委員 確認です。

先ほど坪谷委員と小野委員がおっしゃったことには若干の温度差があると思います。僕の理解もそうなのですけれども、例えば120名まで定員を引き上げたという方向性をこ

ここに書いておいて、その後は現場と直接話をする事になるかと思えます。そのときに、法人施設がそれを十分に理解するのかどうかという事前協議がどの程度進んでいるのかが見えてこないのです。

要するに、今の方針について、保育団体または各法人の事業所と事前協議はどの程度進んでいるのでしょうか。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 事前協議と申しますか、7月に定員等に関する意向調査を行います。その前段で、6月下旬に説明会を実施させていただきます。保育所に関しましては、2回に分けて説明会を実施させていただきますので、その中で、私どもの考えや意向調査の内容につきまして、しっかりご説明させていただきたいと考えております。

○秦委員 そうすると、この会議で話されている内容と6月、7月に話し合いを進めていく中で、各保育園から出される回答が変わってくる可能性もあり得るのでしょうか。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 意向調査の結果として挙がってきた数字が計画に反映されます。

○秦委員 わかりにくいのですが、例えば、ここで我々が承認して、3年間の実績によって100名定員だったところが115%となると115名まで定員を引き上げますという方向性について承認して、保育園の各法人と話したときに、現状の100名程度そのままいきたいというご回答が圧倒的に多い結果が出たときに、この方針はそれでも残っていくということですか。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 基本方針としましては、この方針となります。実際の各施設の定員につきましては、各施設のご事情を踏まえて決定してまいりたいと思っております。

○秦委員 そうすると、方針と実態に乖離が生じることはあり得ないのでしょうか。

○坪谷委員 今まで、札幌市はずっと4月1日の定員でやっていたのです。私どものところは、定員に満たないで、96人や97人で、5月くらいに100人、必要な人を入れるというパターンです。ですから、3月の人数を定員にするのはえらく違ってきます。

4月1日の定員でどうするかということだと全然問題ないですが、入ってくるかこないかもわからないところで受け入れをするわけです。ですから、3月の数字というのはちょっと違うという気がします。

○金子会長 質を保つということが大前提であることと人件費の問題は経営される側は絶えず考えておられるので、今のご意見は現場の声としてはもっともだと思います。

○山田委員 先ほど質問と意見がまざっていてわかりにくかったと思うのですが、3月初めの利用実績の3年間の平均を定員とする提案には疑問を持っております。それを利用定員としてしまうと、4月時点で保育所は利用定員に近い数字を受け入れなければいけなくなるのではないかと思います。それは、そういう理解でよろしいのかどうかを確認したいと思えます。

○事務局（野島子育て支援新制度担当部長） 当初の資料の内容について、現場からも含めて、いろいろとご意見やご指摘をいただきましたので、3カ年平均は変わらないのですけれども、4月平均に変更する方向で改めて資料を精査したいと思います。

また、先ほど課長から説明会を行うという話をさせていただきましたが、団体とは何度かやりとりをさせていただきました。当然のことながら、今の話を一方的にしてもなかなかご意見をいただけない部分もあろうかと思えます。ですから、どういったことが質問として想定されるかを我々もある程度考えた上で、各保育所の説明会では、利用定員という新たな考え方が出てきますので、今までとこういうところが違うのだということがきちんと理解できるように説明させていただきたいと思えます。

一応、1カ月の期間を設けています。初めてのことでして、説明会では意見が余りでなくても、個別の問い合わせが結構来るだろうと考えており、そういうことも含めて1カ月の余裕を持っておりますので、我々としては、制度が円滑に進むように、保育園や幼稚園に理解していただけるように対応していきたいと思えます。

とりあえず、今のことについては、4月ということで議論を整理させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

今の部長の説明でよろしいのではないかと思います。

次に、2点目に移りたいと思えます。

ほかの区を含めて、ニーズと供給の需給バランスをとることについて、ご意見を頂戴したいと思えます。

○平野（博）委員 例えば、中央区の供給量が少なく、北区が逆になっているという説明が前回ありました。そこで、区をまたがってやるという方式を考えられているということですが、従来やってきたことだろうと思えますが、区が基本という原則がよろしいのではないかと思います。

私ごとですけれども、私は東区に住んでいるのですけれども、私の娘は北九条小学校という隣の区に通っているのです。そこで育つのは、将来、その地域でだんだん大きくなります。これは保育園も小学校も一緒なのだと思います。ですから、なるべくはその地域の中でということがベターだと思います。

例えば、手稲区や西区から中央区に通っているお父さんやお母さんがいて、子どもを中央区に預けておいたほうが楽だというのは特例の扱いをすることが普通なのだろうと思うのです。琴似の人が西野の小野委員のいる保育所まで子どもを預けて、中央区に行くということは難しい話ですけれども、逆もあり得ることなのだろうと思えます。

ですから、基本的には区が原則だという扱いをすべきではないかと思っております。

○金子会長 どうもありがとうございました。

この点について、ほかの委員からございませんか。

○岡田委員 居住区以外ということについて、どこの幼稚園や保育所に入園、入所させて

いるかについて、居住区をまたがって、別の地域にということは複数の委員から同じような質問や意見が出されていると思うのです。

実際のところ、幼稚園もそれぞれにカラーがあって、お父さんやお母さんの育児方針などに見合うところを自分たちで探して、遠くであってもそこに行かせたいという選択がされていると思います。また、保育園に当たっては、家の近くということもあるでしょうけれども、ご両親の勤め先の近く、あるいは、ご実家の近くなどで、何かがあったときにおじいちゃん、おばあちゃんが迎えに行けるようなところを選ぶなど、さまざまな理由で地域を選んでいると思うのです。そして、そのことに対する質問が複数の委員からされていたと思うのです。

事務局からの回答の中では、居住区をまたいで入園、入所させている実態もあり、その事情を踏まえ、供給過多が生じている区の供給量を供給不足の区に充当するものとするという説明は、今までどおりに選べるとはいえ、区で充当していくということで、文章の読み取り方が悪くて、足りない区や足りている区にあてがわれてしまうようなイメージを持ってしまい、よく理解できないのです。

ですから、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 今、計画を立てるに当たりまして、前回の説明資料にA3判の各区の数値があらうかと思います。

例えば東区を見ますと、1歳、2歳の3号認定の児童に関しましては、供給がニーズを上回っている状態にあるのです。東区で考えると施設が上回っている状態です。これを計画の原則から考えますと、ニーズを上回る供給ができなくなってしまうので、極端な話、今、実際に東区の保育所に入られているお子さんの定員を切ってしまう計画にもなりかねないのです。しかし、今、区をまたいで通われている実態もありますので、今の実績をそのまま計画に盛り込みたいので、こういう考え方となりました。

○ニコルス委員 区をまたいでの入所についてです。

利用する親の立場を考えると、選択肢が多くなることは、親としては歓迎します。私の子どもも保育所に通っております。私は清田区に住んでおりますが、厚別区寄りの清田区でございまして、厚別区の保育園のほうが近いのです。厚別区の保育園のほうが、敷地が広いですし、自然も多い保育園があるのですが、それでも清田区の保育園に入れております。私の親も週の半分は夕方にお迎えに行ってもらっているのですが、厚別区に住んでいる私の親がわざわざ清田区にお迎えに行っている状態でございます。親の立場としては、常に選択肢が多いことは歓迎することであると思いますので、よろしくお願いします。

○坪谷委員 実態としては、いろいろな区から来ます。東区に保育園があるのですけれども、北区から来たり、遠いところは手稲から来たりします。それは、自宅と保育園と職場の位置関係なのです。ですから、手稲に住んでいても、白石に勤務先がある人は、その途中で選ぶのです。自宅のそばでは職場に間に合わない場面もあるのです。7時から開園するのなら、6時半に家を出て、7時半ごろに着いて、職場へ9時までに行くというパターン

ンも結構あるのです。ですから、区に限定しますとかなり制約されてしまいます。手稲区の人が清田区の保育園に入る場合もあるのですから、余り制限しないほうがいいと思います。

○山田委員 山田でございます。

幼稚園には幼稚園バスがありますので、そのバスが巡回している範囲内であれば、区に関係なく行かれているという印象があります。保育園につきましては基本的に駐車場がありません。私は道外の出身ですが、札幌は職住が接近しているので、基本的には自宅の近辺に預けたいというニーズが一番強いかと思っております。

ただ、小野委員も保育園の園長でいらっしゃると思うので、他の区をまたいであきを埋め合わせるということについてご意見をいただければと思います。やはり、数字合わせのような印象を受けてしまうのですが、他方で区をまたいでニーズがあることは私も理解していますけれども、もう少しいいニーズの酌み上げ方はないかと思えます。

○金子会長 基本的に人口移動は自由なので、職住接近も職住分離も自由です。ですから、この問題については、区をまたいで選択肢が多いほうがいいという坪谷委員がおっしゃったとおりだという印象を私も持っております。

ご指名なので、小野委員にご意見を頂戴したいと思います。

○小野委員 私が札幌市全部を代表するわけではないのですが、私どものところでは、自宅に近い人が多いです。だからといって、全部がそうかということ、そうでもなくて、北区からも南区からも来る方がいろいろと思えます。ただ、原則として、選択できることを大事にしたいと思えます。それをどういうふうに数字に反映させていくかというところは非常に難しいと思えますので、役所の腕の見せどころかと思えます。

○三井委員 札幌市からの説明が詳しくされていないかと思うのですが、保育所だけの定員を言われているのではないと思うのです。今、施設型給付になる幼稚園、認定こども園、保育所など、全体の数のニーズ調査をした上でどこに当てはめていくかということだと思っております。1号認定の話なのか、2号認定や3号認定の話なのか、そのくくりがわからないままでこの話がずっと続いているような気がしています。

ですから、今言われたように、どうやって量を分けていくのかということもきちんと説明していただければと思います。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 先ほどお話をいたしました考え方は、1号認定から3号認定の幼稚園も含めた全てに共通した考え方でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

全体のニーズを全体で供給するという大きな原則のほうが実際に使われている意味からもよろしいのではないかという印象があります。

ほかの区も含めた需給バランスに関してほかにご意見はございませんか。

○山田委員 選択肢をふやすことについてのご意見がありましたので、確認させていただきたいと思えます。

現状でも、中央区に住みながら西区の保育園や幼稚園を希望して入ることは可能で、今後、制度が変わったとしても、選択肢がふえるわけではなく、現状と変わらないという認識ですが、それは間違いないでしょうか。

現在討議をしているのは、ニーズに対する供給の計画を立てていく上で数字をどう把握するかというお話だと思っていました。ですから、選択肢をふやす、ふやさないという話は関係がないのかと思ったのですが、どうですか。

○金子会長 そういうことはないと思います。なぜかということ、新しい施設ができますので、選択肢の幅は少しずつでもふえていくと思います。つまり、認定保育園、認定幼稚園、認定こども園など、少しずつつくっていつているので、数がふえていくわけです。ですから、選択肢はふえてくるということは当然入ってくるのではないのでしょうか。

○山田委員 そういう意味ではふえると思うのです。区をまたいで選択することについては今でもできると認識しているのですが、いかがでしょうか。

○事務局（花田施設運営課長） 今でも、施設の選択は保護者の自由ですし、新しい制度にあっても施設の選択は自由でございます。ただ、先ほどから言っているのは、量の見込みをあくまでも区で縛ってしまいますと、供給過多になっているところの供給量を下げなければいけなくなります。そうすると、そこはいっぱいになってしまい、保護者の方が選択できなくなるという意味で選択肢が狭まってしまうことになろうかと思えます。

○金子会長 よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 ほかの区も含めた需給バランスは選択肢も含めた判断でお願いしたいと思えます。

それでは、もう一つありまして、放課後児童健全育成事業についてです。児童会館も含めた利用の仕方についてご説明をいただきましたので、これについてご意見を頂戴したいと思います。

○柴田委員 17ページ及び18ページの放課後健全育成事業について、まず、専用区画の問題とグループ分けについて質問をさせていただきたいと思えます。

この件につきまして、事前に行政の方からご丁寧な説明をいただきました。それは、本当に丁寧な対応で感謝しております。ただし、事務局回答はされていたのですが、それについてのご説明をもう少しいただきたいと思って、ご質問いたします。

近年、学童保育の底上げがなされておりました、札幌市の場合でも、ミニ児童会館が校区内にできても、民間の共同学童保育に対しては一定量のニーズがあることは数字の上でも明らかです。将来的に学童保育の利用希望の子ども数がふえた場合は、箇所数増しを視野に入れているのかどうかです。そういうことが文言としてここに何も出ていないので、確認したいと思えます。

もう一つは、18ページの14をごらんいただきたいと思えます。

児童クラブにおけるグループ分けや職員配置については、実際に運営管理を行っている

団体とも協議しながら検討していく予定だとあります。これは、民間も同じ条件だと思うのです。しかし、民間については何も触れられていないのが非常に不安です。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○事務局（有塚子ども企画課長） まず1点目の今後の箇所数というお話についてでございます。

前回はニーズ量の資料を出させていただいております。全体としてはニーズを満たす量が供給されてございますが、区ごとに見た場合につきましては、一部でニーズを満たしていないところがございます。先ほどもご説明しておりますけれども、そういったところでは、児童クラブの利用調整、あるいは、児童会館がないところがございますので、そういうものの整備や新設、拡張で過密化の解消を図りたいと考えております。

また、2点目の児童クラブにおけるグループ分け、職員配置の件についてです。

40名を超えた場合にどう対応していくかは、基本的にグループ分けをして対応していく予定でございます。ただ、どういった形でグループ分けをしていくのかにつきましては、その施設の状況などを含めて、実情に応じた部分について協議をして決めていくこととなります。また、職員配置につきましても、40人に2人でございますので、児童クラブでは自由来館もありますので、今後、そこも含めて協議していくということでございます。

○柴田委員 17ページのことについて再度ご質問いたします。

一番最後の事務局回答のところに、民間施設における放課後児童クラブについては、子どもや保護者の多様なニーズの受け皿として、児童クラブとともに、放課後の居場所の役割を果たしていくものと認識しておりますということですが、我々がいかに果たそうとしても、行政の手助けなくては果たせないわけです。古い話ですけれども、30年前に健全育成事業の要綱改訂のときに、民間の児童クラブの活力を利用してという一項が入れられたがゆえに、民間の学童保育が何とか残ってきた経緯がございます。

ですから、民間の学童保育は小回りがきくというふうには私に言ったのですが、どのような表現でもよろしいのですけれども、活力を利用してという1項を入れていただきたいと思っております。

また、確認ですが、18ページについてです。

児童クラブにおけるグループ分けや職員配置については、民間も入っているという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局（有塚子ども企画課長） まず、後半の14番の児童クラブにおけるというくだりについてですが、これは、札幌市で行っております児童クラブ、活動協会のものを記載しております。

それから、民間活力についてです。札幌市におきましては、児童クラブと民間児童育成会の2本立てで放課後児童の対策を行っております。これにつきましては、今後もこのような形でやっていきたいと思っておりますが、助成の関係などについては、新たな新制度のもとでどういったものになるかを注視し、その内容を見ながら検討していきたいと思

てございます。

○平野（博）委員 せんだっての説明で、児童会館や留守家庭児童のニーズ量について、札幌市の場合は全てを受け入れるということでした。それが民間なのか、公設民営で行っている児童会館か、ミニ児童会館は別にして、運営されていると認識しています。

ただ、質問事項にも書いたのですが、民間の方は、留守家庭児童についてやられていて、札幌市が公設民営で行っているものは一般来館児童で、親が家にいても遊びの場を求めるということで、教育委員会が従来所管していた児童会館が子ども未来局に所管がえになって、小学校の児童だけではなくて、中高生も含めて集うこととなりました。

供給と需要のバランスから、全部を受け入れるわけですから、頑張って受け入れるしかありません。ただし、面積が狭いということです。札幌市では過密な児童クラブもあると言っているのですが、児童会館そのものが過密であります。児童クラブの占有面積は四、五十平方メートルで、そこに80人も90人も子どもたちが入るわけではありません。ですから、この扱いについては、今後の子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実という項目で検討することで今回はいいと思っております。

ただ、そういう課題があって、民間の皆さんも含めて、1.65平米がどうなのか、それは最低限必要だということだろうと思います。児童会館を利用された父母の方もおられると思いますが、下駄箱もなく、ランドセルを置く場所もないのが実態です。そして、夏休みや冬休みだと、あそこでご飯を食べるのですけれども、クラブ室では食べられないのが実態です。そこで、遊戯室にテーブルを引っ張り出して、そこで食べています。ミニ児童会館では地べたで食べるような状況があることだけはきちんと認識していただきたいと思います。

今後、ミニ児童会館を併設する、増改築を含めて検討するとなっております。それは全体量としてはオーケーなのかもしれませんが、その館によってどうなのかという個別のことに対応しないと解決しないのです。その辺も含めて議論をよろしくお願いしたいと思っております。

○金子会長 ありがとうございます。

全体と個別について、児童会館やミニ児童会館についてご意見を頂戴いたしました。

○柴田委員 平野（博）委員のご意見に補足いたします。

私も随分とミニ児童会館を見に行きましたが、廊下まであふれ出て、あそこで遊ばざるを得ないのです。それから、前にも言いましたが、長期休み以外はおやつが当たらないのです。子どもの権利条例をこれだけ頑張って奨励しているのに、札幌市の子どもがおやつを食べる権利はないのかと思いました。

12時から、迎えが遅い子は7時まで、しかも、おやつを持ってこられなかったら、給食の後はずっとおなかがすいて、お水だけという現実を皆さんは本当に知っていらっしゃるのかと思います。そういう点では、ミニ児童会館を利用されているお子さんは、食だけで言えば、戦後の児童よりも劣悪な環境にあることを認識していただきたいと思います。

それが食育とどのようにかかわっていくか、専門家の方々のご意見をお伺いしたいと思えます。

また、出席率についてです。

前にお伺いしたときは、ミニ児童会館の方は60%の出席率で定員を見ています。民間の学童保育は70%です。しかし、民間はもっと多いと思います。でも、10%の開きがあるのです。さらに、その60%の出席率の子どもたちが80%来たらどうなるのかです。職員に言わせれば、余り来てほしくないと言うのです。そのほうが職員の労働条件を守れるという逆転の発想にならないようにしてほしいと思います。せめて、民間で80%、児童会館で70%ぐらいの出席率を確保できるような自助努力をしたほうがいいと思うのですが、今は反対になっている事実もありますので、行政でのご検討をぜひお願いしたいと思えます。

○金子会長 特に回答は必要でしょうか。

○柴田委員 議事録にとどめておいていただければと思います。

○金子会長 数年前に児童会館の調査をしたとき、たくさん来るところもあるのですが、利用実績が非常に少ないところもあり、総論的には一般論で言えないところがあるのです。ですから、たくさん使っているところではもっといろいろやったほうがいいだろうと思う反面、それを言い出すと、使っていないところは要らないのかという話になり、自助努力にならないのです。それは子どもがいないからです。このような地域がふえていますので、総論としてまとめにくいのではないかという気がします。

数年前の児童会館の調査の経験から申し上げました。

ほかに健全育成事業についてご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、大事な3点についてご意見をいただきました。

ほかにもご質問やご意見がたくさんございました。時間の関係で多くは受け付けられませんでした。今の三つ以外のことについて、特にご意見やご質問がございましたらお出しいただきたいと思えます。

○坪谷委員 一番最初に課長からお話があって、了解いたしました。1ページの1の子どものニーズについてです。幼稚園では2,960名あいており、保育所では、3歳児から5歳児が1,229名の不足、ゼロ歳児が3,383名の不足、1・2歳児が1,417名の不足という数字が出ていましたが、ゼロ歳児の3,383名という数字にびっくりしたのです。しかし、これについては、先ほどの説明で計算の仕方を変えるということなので、納得いたしました。

ただ、4月1日現在の待機児童数は発表になるのですが、欠員数は毎年発表されないので。たしか、去年の欠員が300名から400名ぐらいあったのです。そして、ことしの4月1日の欠員数について質問したのですが、回答がなかったのです。そこで、保育園の待機児童数と欠員数がわかればお知らせいただきたいと思えます。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 今、手元に数字がないので、後ほどご連絡いたします。

○坪谷委員 去年の400名というのは正しいのですか。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 平成25年4月の数字はありまして、それでいきますと、定員割れ児童数は572人です。

○坪谷委員 保育所はふえていますので、600名から700名ぐらいの4月1日の欠員が予想されると思うのです。これは後で正確な数字を聞かせてほしいと思います。そこで、323名の待機児童がいるのですが、札幌市民がこれを聞いたら、700名も欠員していて、300名を何で入れられないのかと変に思うと思います。しかし、これはゼロ歳児と1歳児なのです。ですから、欠員の受け入れ児童数も書いていかないとマッチングしないのです。これから待機児童が減り、欠員数が1,000名にもなっていくしますので、考え方をきちんとマッチングしていくと、欠員がないところに保育所をつくっているのかが見えてくるので、その辺をもう少し分析されたほうがいいのではないかと思います。

○金子会長 大変貴重なご意見だと思いますので、事務局では、今の坪谷委員のご意見を十分に考慮していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、議事（2）を終わり、引き続き（3）に移らせていただきたいと思います。

教育・保育及び地域・子ども・コミュニティー支援事業に関する具体的な「量の見込み」と「提供体制の確保」に関する基本的な考え方並びに子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認に関する基本的な考え方に関する会議意見についてでございます。

いかがでございますか。

ただいままでのご説明や資料等で明らかになったものに対して、委員の方々からご意見はございませんか。

○平野（博）委員 先ほど、金子会長がまとめたことが意見ということで認識してよろしいのでしょうか。

例えば、定数に対して、多様なニーズから、区をまたぐことなども含めて整理すべきではないかと発言されましたね。定数についても、基本的には、4月1日の段階の数字をもとに、3年間の平均ということでした。しかし、札幌市は、それを強制するのではなく、園としての運営方針などを加味した上で定数を確認すると先ほど会長にまとめられたと思います。

○金子会長 そういふつもりでございます。また、特に反対意見もありませんでしたね。

事務局もそういう理解でよろしいですか。

○事務局（野島子育て支援新制度担当部長） 今の平野（博）委員のまとめのとおりで結

構だと思えます。

我々のきょうの案に対してご意見をいろいろいただきましたが、それは絶対にだめだという意見も特にありませんでしたから、きょうの意見を踏まえて整理し、先ほどお話しした保育所や幼稚園などの関係団体への説明に移らせていただきたいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、今までのご説明も含めまして、これまでお出しになっている市の方針については適当であるとの会議で認めてよろしいでしょうか。

○小野委員 定員を決めるときに、過去3年の平均を出して92名になったといたします。しかし、定員は10名単位ですね。役所は切り上げという考え方だったと思いますが、それだとなかなか難しいですね。92名の保育園が100名の定員になるということですね。そのあたりもあわせて検討していただければと思います。

○金子会長 検討するというのはどういう意味ですか。

○小野委員 役所のほうで、最終的に園の考え方に従うということでしたが、すごく好意的に考えたのです。そのあたりの確認だけをさせていただければと思います。

○事務局（野島子育て支援新制度担当部長） その点も含めて、個別の園の判断になるかどうかと思います。先ほど、会長から、これでよろしいという話がありましたけれども、基本的には、きょうの会議で出された意見も含めていかどうかの判断をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○山田委員 私も、同様に、3月で人数をとるのではなく、4月1日にしていただきたいという点です。また、定員増を勧奨することだけが書かれていると、そちらの方向にプレッシャーが働くのかという印象を受けてしまいますので、個別の園の実情を踏まえて、子どもの保育の質が下がらないように、園の判断を尊重するという方針で臨んでいただきたいと思います。その上で、この案について賛成いたしたいと思います。

○金子会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 今の山田委員のご意見を踏まえまして、全体として、このような考え方についてはよろしいとまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事（4）の子ども・子育て支援新制度において札幌市が条例で定める各基準に関するパブリックコメントにおいて寄せられたご意見の概要及びそれに対する市の考え方についてでございます。

よろしくをお願いします。

○事務局（花田施設運営課長） ことしの3月から4月にかけて募集いたしました各基準案に対する市民意見の概要と札幌市の考え方についてご報告させていただきます。

本日お配りしました右肩に資料2と書いております資料をごらんください。

1の意見募集実施の概要につきましては、ここに記載されているとおりでございます。

2の実施結果でございます。104人の方から298件のご意見が寄せられました。意見の内訳は(4)に書いてございます。後ほど順番にご説明させていただきたいと思っております。

それから、裏側のページに参りまして、3の意見に基づく当初案からの変更点です。こちらも後ほど詳しくご説明させていただきたいと思っております。

添付しておりますA4判横長の資料で、順次、ご説明させていただきます。

まず、一番左側の意見の概要でございます。

基準全般につきましては、24件のご意見がございました。主なものといたしましては、札幌市独自のいい基準にしてほしい、それから、小規模保育事業はA型を基本としてほしい、放課後児童健全育成事業の実施検討に当たっては、子ども・子育て会議の附帯意見を盛り込んでほしいなどの意見がございました。

続きまして、2ページをごらんください。

保育面積及び実施場所についてで、それぞれ2件ずつございました。面積基準を上乗せしてほしい、保育場所は2階以下とし、静かな環境にしてほしいなどの意見がございました。

続きまして、3ページをごらんください。

保育に従事する職員の配置基準につきましては、8件の意見がございました。国基準を上回る配置基準にしてほしいという内容でございました。幼保連携認定こども園の1学級の園児数については2件のご意見があり、25人以下にしてほしいという内容でございました。保育に従事する者の資格につきましては16件のご意見があり、小規模保育事業の職員は保育士または有資格者にしてほしい、逆に国基準と同じでよいとの意見もございました。

続きまして、4ページをごらんください。

幼保連携型認定こども園などでの食事の提供につきましては、24件の意見がございました。発達に応じた食事対応や食育の観点から、外部委託、外部搬入は認めないでほしい、逆に自園調理を義務づけする上乗せは必要ないのではないかとのご意見がございました。

また、既存の認定こども園での特例を設けるべきとのご意見がありますけれども、これは、後ほどご説明を差し上げたいと思っております。

続きまして、5ページをごらんください。

放課後児童クラブに従事する者に関する基準につきましては、15件の意見がございました。児童厚生員も追加してほしい、従事する者の質を高めてほしいなどの意見がございました。それから、人数に関する基準につきましては、51件の意見がございました。複数配置にしてほしい、全員を有資格者としてほしいなどの意見がございました。集団の規模に関する基準については27件の意見がございました。児童数が多い場合は分割すべき、

生活の場として役割が果たせる集団の規模を考えてほしい、児童数の捉え方について十分な協議を行ってほしいなどの意見がございました。

続きまして、6ページをごらんください。

施設・設備に関する基準につきましては、23件の意見がございました。1人当たり1.65平米では狭いのではないかと、安全な場所を確保してほしい、ミニ児童会館においても基準を遵守してほしい、専用で十分なスペースを確保すべきなどの意見がございました。また、開設日数・時間に関する基準につきましては、早朝等の対応など3件のご意見がございました。

最後に、7ページをごらんください。

基準に直接関するものではございませんけれども、寄せられたご意見が全部で101件ございました。パブリックコメントの周知の方法など、主なものを下に掲載させていただいております。

今ご説明させていただきました意見の概要に対する札幌市の考え方につきましては、それぞれ右側に記載してございますけれども、子ども・子育て会議及びそれぞれの部会で議論された上での以前の札幌市の考え方と変わっておりませんので、内容については省略させていただきます。

ただ、一部、国の基準が明確になっていなかった部分と、寄せられた意見で修正することとした部分がございますので、それについてご説明させていただきたいと思います。

まず、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

上から二つ目の枠の保育に従事する職員の配置についてでございます。幼保連携型認定こども園における職員配置につきましては、子ども・子育て会議からご意見をいただいた時点では、国の基準案は、具体的な職員配置基準は改善分などについて考慮しながら公定価格の議論において検討するようになっておりましたけれども、4月30日に政省令が公布されて、保育士の配置基準につきましては、これまでの基準どおりとされました。ただし、3歳児につきましては、現在の基準は20対1ですが、15対1の配置を満たす場合には公定価格の加算措置が設けられました。札幌市においても、今後、保育所整備を初めといたしました保育サービスの充実につきましては、相当数の保育士が必要でございます。上乘せ基準とすることで保育士確保が一層困難となるおそれがありますので、職員配置基準は、国の基準案どおりといたしまして、各保育園には加算措置によって15対1の配置になるように働きかけることとしたいと考えております。

なお、国は、そのほかの改善として、1歳児、4・5歳児の配置基準についても検討してございましたけれども、これについては、消費税財源7,000億円の範囲では難しいということで、引き続き、財源確保に向けて最大限の努力をして、財源が確保され次第、実施するという説明を受けてございます。

次に、4ページをごらんください。

食事の提供の上から四つ目の丸で、幼保連携認定型こども園における食事の提供方法に

ついてでございます。

既存の認定こども園で2号認定子どもに該当する子どもを現在は幼稚園で多く受け入れている場合、給食設備や保育所定員程度の規模でございまして、全ての2号認定の子どもに自園調理により食事を提供することが困難であり、特例を設けるべきではないかとのご意見をいただきました。

そこで、札幌市の回答ですが、右側の真ん中辺の「また」以下になります。既存の幼保連携型認定こども園において、2号認定子どもに該当する子どもが多く、既存の給食設備では全ての2号認定の子どもに対して自園調理による食事の提供ができない場合は、当分の間、一定の要件を満たす場合に限り、外部搬入を認めることとしたいと考えてございます。

わかりづらいかと思いますので、具体的にお話を申し上げます。

現在、認定こども園では、200人から300人の規模の幼稚園部分が3歳児未満を扱う30人の保育所として運営をしているところがございます。給食設備が保育園児30人分程度しか対応できない広さと設備のところがございます。保育園児と幼稚園児、1号認定子どもと3号認定子どもが変わらなければ問題はないのですけれども、実際には1号認定子どもとなる幼稚園の預かり保育を利用して働いている保護者の方がいらっしやいまして、新制度では2号認定子どもとなります。この2号認定子どもが施設の規模によって四、五十人いらっしやるところがあるというご意見をいただいております。そうすると、3号認定子どものいる30人の保育所と合わせて70人から80人の規模になってしまい、今の給食設備では自園調理をしたものを出すことが難しいということです。そこで、将来、施設を建て直し、あるいは、改修するまでの間、この場合には外部搬入を認めたいということでございます。

札幌市の考え方の説明は以上でございます。

また、基準に直接関するものではないご意見がございましたけれども、それにつきましては、今後、各業務を進める上での参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

パブリックコメントの内容のご説明でした。特に議題ではありませんが、追加でご質問がございましたらお願いいたします。

○齋藤委員 公募委員の齋藤です。

パブリックコメントの結果を見たり、これまでの会議の内容を考えると、皆さんが一番注目されているのは質の部分だと思います。ですから、ガイドラインに沿って決められている子どもを受け入れる園の人数や給食の方法などについては、私たち子育てしている親は従ってやっていかなければいけないと思うのです。

例えば、きょういただいた資料1の27ページの6です。こんな大切な意見がスルーされてしまうのがとても残念です。この意見に対しての回答で、平成26年8月以降の会議

の場でお示しできればと考えておりますと言っておりますが、これまでの会議でもそうですけれども、先ほど小野委員が言われていたように、1対1の個別対応をしなければいけない子がいるということはどこの施設でもあることなのです。それが充実しないことには、安心して子育てができるとはなかなか言えないと思います。

経験として、先ほどの児童会館のことについてもそうです。

私は、民間の児童クラブを週3回利用して、児童会館に1日通わせています。この間、児童会館にお迎えに行ったとき、割と大きな男の子が「もう家に帰る」と騒いで、玄関をあけて、外に飛び出そうとしているのを先生たち3人が押さえていた現場を見ました。その間、遊戯室にいる子に先生がついているわけではなかったのです。その間に何かがあったらどうするのだろうと素朴の疑問を持ちました。

ですから、数や量はもちろん大切なことですが、質の面をもう少し目に見える形にして、子育てをしていて実感できる形で札幌市が動いてくれれば良いと思います。

よろしくをお願いします。

○金子会長 パブリックコメントに関して、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、時間になりました。

長時間にわたり、ご意見やご質問をどうもありがとうございました。

本日の議事は、これで終了いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 本日は、活発なご議論、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

これで、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

次回の会議につきましては、別途、事務局よりご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以 上